

論 説

固定資産の費用化と評価に関する現代的課題
減価償却制度と減損会計を中心として

藤 田 敬 司

目 次

| |
|------------------------|
| はじめに |
| 固定資産の分類と評価の現状 |
| 固定資産の取得原価 |
| 固定資産の本質と減価償却の意義 |
| 減価償却計算の 3 要素と減価償却方法の選択 |
| 固定資産の臨時償却と減損会計 |
| おわりに |

は じ め に

わが国の企業会計原則によれば、固定資産の価額は、原則として、評価による価値ではなく、取得原価を基礎として計上しなければならない(第三 貸借対照表原則五)。この取得原価主義は、わが国だけではなく、欧米においても伝統的会計原則であったが、いまも主流であることに変わりはない。たとえば、G. O. メイ [1943] ¹⁾ は、“原価 (cost) か、価値 (value) か” は会計の中心問題と位置付けるとともに、貨幣価値の安定性からは価値が尊重されるべきであるが、棚卸資産と区別された固定資産については、連続性の公準 (postulate of continuity) を承認すれば、当然原価に重点を置くべきという。

これに対して、この 10 年ほどの間に、米国会計基準や国際会計基準を中心として、従来の取得原価主義を否定し、固定資産を含む資産価値評価論が台頭している。たとえば、取得原価は計算擬制的 “あるはず” の残高だ、という批判である ²⁾。

その批判が正しいかどうかは、次の 2 つの疑問に対して明快な回答が得られるかどうかにか懸かっていると思われる。(カッコ内は筆者の個人的意見である。)

価値評価のテクニックは、検証可能性や経済合理性の面で、どこまで発達しているか。(価値が現実の客観的な在り高であることを見極めるテクニックがあったとしても、時間的にも費用の面でも実務に不適切であれば、時価評価は絵空事である。)

1) G. O. May [1943] Financial Accounting A Distillation of Experience Scholars Book Co. Chapter pp.86, 7) 木村重義訳『財務会計-経験の蒸留』同文館 89, 90 頁

2) 醍醐聡「会計的配分と価値評価」『企業会計』2004 Vol.56 No.1

金融資産以外の資産について、売却時価または使用価値が取得原価をはるかに上回っていることが明らかであったとしても、その価値変動はメイのいう貨幣価値の変動によるものか、それとも貨幣価値の変動とは無関係な特定資産特有の価値変動によるものか、を見分けられるのか。(もし貨幣価値変動によることが明らかであれば、キャピタル・ゲインを利益認識する前に、資本維持を計るべきであろう。)

本稿では、概念的アプローチと、メイの“経験の蒸留”的アプローチを併用しながら、固定資産の費用化と評価に関する現代的課題を検討する。主な現代的課題とは、わが国の減価償却制度と、2005年から本格的に導入される減損会計の問題点である。

このような固定資産に係わる現代的な課題に入る前に、章では固定資産の分類と評価、章では固定資産の取得価額、章では固定資産の本質と減価償却の意義について、それぞれ検討する。このような検討は、章章で減価償却と減損会計の関係を分析するためには不可欠と考えられるからである。

固定資産の分類と評価の現状

本稿の冒頭(はじめに)で、固定資産はいまも昔も原価評価が主流であると述べたが、会計学の流れをごく簡単に整理すれば、時価主義を基調とする静態論と、原価主義を基調とする動態論の葛藤の歴史であった。しかも静態論の中にも、時価主義を基調とする静態論ばかりではなく、原価主義を基調とする静態論もあった。たとえばドイツの静態論者の一人に分類されるコフエロは³⁾、現在の客観的な再調達価額が得られない場合は、歴史的取得原価をもって現在価額と見なした。

一般的に、固定資産の評価において原価が支持される背景には次の4つの理由がある。

原価が価値の便宜的尺度である。少なくとも、取得時は将来価値をも予測して評価しており、その時点では取得原価イコール価値である。

固定資産は長期的使用を目的として取得するものであり、売却を意図しないかぎり価値尺度を発見する必要性が乏しい。少なくとも、短期売却目的で保有する棚卸資産以上に価値評価の必要性は低い。

時価による価値評価をしたくても、個性的な固定資産市場は容易に見つからない。または、評価コストが高くつき、その評価結果は信頼性が乏しいことが多い。

そもそも会計の任務は、本質的に資産を評価することではなく、期間収益に見合う形で原価を適正に配分することである。

3) 五十嵐邦正 [1999]『静的貸借対照表論』森山書店 第3章

I. Korevo [1912] Die Bewertung der Vermögensgegenstände PP. 121 - 2

固定資産の原価は、取得時には価値をあらわすとしても、企業活動において長期的に使用される過程で確実に価値を喪失する資産と、土地のように使用によって価値が変わらない資産がある。したがって、取得後の評価にはまず分類が重要である。

償却固定資産と非償却固定資産の分類

貸借対照表上で資産をどのように区分・配列すべきか、それは“明瞭表示”に係わる課題であるが、資産を適切に分類する目的の一つは評価である。

企業が1年を超えて長期的に保有・使用する固定資産についてのもっとも重要な区分は、使用や時の経過によって確実に価値が低下する「償却資産」(建物・機械設備・器具備品等)か、使用や時の経過によっても価値が低下しない「非償却資産」(土地等)か、という分類である。⁴⁾

したがって、償却資産か非償却資産かは、取得後の評価に直結するもっとも基本的な分類であり、償却資産の原価とは減価償却後の残高である。

ただし、前者の価値喪失を会計的に測定する方法を償却 (depreciation) と呼ぶ場合、減耗 (depletion) と呼ぶ場合、償却は償却でも、残存価値を除外する場合、全額償却 (amortization) する場合に分類される。(主な固定資産と償却・減耗・減損の関係については表1参照。)

なお、以下の議論においては、とくに断らない限り、償却固定資産を対象とする。

表1 固定資産の償却 (Depreciation)・減耗 (Depletion)・減損 (Impairment)

| 固定資産 | 償却 | 減耗 | わが国減損会計基準 |
|--|---|-----------|--|
| 有形資産 (Tangibles) 土地 建物 機械設備 鉱山・石油資源等 | Not amortized 1 Depreciation 1 Depreciation | Depletion | Impairment Impairment Impairment Impairment |
| 無形資産 (Intangibles) 買入れのれん 特許権等 | Amortization Amortization | | Impairment 2 Impairment |
| 繰延資産 (Deferred Charges) 研究開発費 (R&D) | Amortization または Expensed Not capitalized | | |
| 繰延税金資産 | | | 税効果会計による |

(出典：R.N. Anthony 他 [1999] *Accounting : Text and Cases* p.187 に、筆者加筆)

4) ただし、シュマーレンバッハは、土地取得時の付帯費用(税金等)は、土地を売却するときに回収されない場合があるため、減価償却すればよい。したがって土地は原則として減価償却しなくても良いというのは一つの偏見 (Vorurteil) であるという。

E. Schmalenbach [1962] *Dynamische Bilanz 13Auflage* p. 102

1：国際会計基準 IAS40 号によれば，投資不動産は，時価評価・評価差額は損益認識。

2：米国会計基準 SFAS141 号によれば，M&A によって発生したコアのれんは，非償却・減損テスト。

他の資産との比較における固定資産の評価

固定資産の評価の特徴は，その他資産との比較によって，より鮮明となる。

- 1) 金融資産との相違点に注目すれば，取引市場のある金融資産は比較的時価評価に適しているが，取引市場がない固定資産の時価評価は極めて困難であり，事業の連続性と長期使用を前提とすれば時価評価の必要性も低い。
- 2) 棚卸資産も固定資産も費用性資産であり，基本的に取得原価評価が適している。ただし，棚卸資産は，基本的に販売（sale）されて将来キャッシュ・フローを生むことが期待され，時価の著しい低下は販売時における損失が予想されることがある。その場合，低価法を適用し，簿価を時価まで切り下げることがある。
一方，償却固定資産は長期にわたって活用されることによってキャッシュ・フローを生むことが期待されるため，一時的な時価の変動に拘泥することなく，減価償却による規則的に費用配分する。
- 3) 通常の減価償却は，資産の種類に応じた方法により，取得原価（取得に要した引取り費用等の付随費用は含める）を耐用年数期間にわたって費用配分する手続きである。なお，取得原価マイナス減価償却累計額という評価方法は，「将来用役説」によっても，「繰延費用説，未償却原価説」によっても説明可能であるが（章参照），厳密な意味での期間収益対応ではなく，仮定に基づく費用配分というべきであろう。
- 4) 固定資産には，棚卸資産におけるような低価法の適用の余地はないが，それに代わるものとして臨時償却がある。（臨時償却と減損会計については 章参照）
- 5) 通常，土地・建物は事業の用に供されるが，不動産は投資目的で保有されることがある。当初は事業用不動産として取得した場合でも，販売用不動産に転用する場合も考えられる。そのような場合 相変わらず取得原価をベースとすべきか 時価評価すべきかが課題となる。
わが国財務諸表等規則によれば，保有目的の如何を問わず，取得原価に基づく評価で統一されているが，国際会計基準の投資不動産（投資目的で所有する土地・建物等，investment property）会計基準（IAS40 号によれば，取得時は原価であっても，その後はフェア・バリー（公正価値）評価モデルとコスト（原価）モデルのいずれかを選択することになっている（par. 24）。しかも前者による評価差額は発生期の損益とする。そこで，参考までに国際会計基準による固定資産分類と評価の現状を見ておく。

国際会計基準における固定資産分類と適用すべき基準の関係

国際会計基準は、2003年1月以降適用開始のIAS16号、2001年1月適用開始のIAS40号を中心として、固定資産を企業の保有目的により、次のように分類している。（表2参照）

表2 国際会計基準における、固定資産分類と適用基準の関係

| 適用すべき会計基準 | 固定資産の保有目的 |
|-------------------------------------|---|
| IAS2-Inventories | 販売目的不動産（IAS40-par. 4-b） |
| IAS16-Property, Plant and Equipment | 不動産，プラント，器具備品 生産およびモノ・サービス提供用 賃貸用 経営管理用（以上 par. 6） 将来の投資用不動産として建設・開発途上にある資産（par. 4） |
| IAS17-Leases | オペレーティングリース用資産 |
| IAS40-Investment Property | 投資不動産...投資目的の土地・建物 ファイナンスリース用資産（to earn rental） 投機的値上がり期待（capital appreciation） |
| IAS41-Agriculture | 動植物資産（biological assets） |

国際会計基準における固定資産会計基準体系の特徴は、資産を保有する意図によって、基準そのものが別になっているだけではなく、所有者が占有しているかどうか（占有している場合は16号、占有していない場合に40号適用）、賃貸用固定資産については、ファイナンスリースかオペレーティングリースかによって分けていることである。

また、16号における資産認識基準は、リスクと便益が企業に帰属することが第一規準であり、交換取引等によって価値が信頼性をもって測定できることを第二規準としている。他方、40号は将来の経済的便益と信頼性をもって測定できることを資産認識規準とする。

国際会計基準がわが国や米国会計慣行と異なるところは、資産価値の評価、とくに取得後の再評価規定である。

国際会計基準における固定資産の公正価値モデル

国際会計基準における資産分類と適用すべき会計基準の区分の背景には、資産評価モデルの相違がある。金融目的で保有する固定資産には、選択肢とはいえ、公正価値（フェアバリュー）評価が認められ、フェアバリュー評価による固定資産の評価額変動額は当期損益である。

取得時にはIAS16号対象資産、40号対象資産ともに原価法が適用される。しかし、その後の評価においては、自社所有・自社使用資産（IAS16号対象資産）は、原則法は原価（マイナス減価償却および減損額累計額）であるが、代替法として再取得価額（フェア・バリューマイナス減価償却および減損累計額）を付すことができる。

40号に至っては、フェアバリュー・モデルと原価モデルの選択を認める。フェアバリュー・モデルによれば、バリュー変動額は当該期の損益である。そこには極めて強い時価会

計志向が認められる。（表 3 参照）

表 3 国際会計基準の固定資産評価

| 会計基準 | 固定資産評価 | |
|---|---------------------------------|--|
| | 取得時の測定 (initial measurement) | 取得後の測定 (subsequent measurement) |
| IAS16 Property, Plant And Equipment | 原価 (at cost) | 原則として原価マイナス累積減価償却および減損額 代替法として再評価額 (fair value) マイナス累積減 価償却および減損額 |
| IAS40 Investment Property | 原価 (at cost) | 下記いずれかを選択 fair value model-フェアバリュー変動額は損益処 理 cost model-原価マイナス累積減価償却および減損 額 |

固定資産の取得原価

上記 章の最後で見たように、時価評価志向の強い国際会計基準においても、原初取得時は原価であることに変わりはないが、一口に原価といっても、わが国企業における取得原価は欧米企業のそれとは必ずしも同じではない。たとえば、わが国では、国庫補助金等を伴う取得においては、国庫保持金等を通常取得価額から控除するのが普通である。また、企業買収による取得では、被買収企業の個々の資産または資産全体の公正価値の簿価を採用することが多かった。その点では、米国会計基準でも、国際会計基準でも、公正価値評価が原則法である。

資産または資産全体の公正価値の簿価を採用することが多かった。その点では、米国会計基準でも、国際会計基準でも、公正価値評価が原則法である。

また、取得原価にいかなる付帯費用をどこまで含めるべきか、とくに金利については、いずこの会計基準によっても企業の裁量・方針に委ねられているのが実状である。

そこで、ペイトン等に遡って取得原価の諸相を浮き彫りにするとともに、欧米基準による国庫補助金問題、金利資産化・費用処理の判断規準を考察する。

ペイトン『資産会計』⁵⁾による、取得形態と取得価額の関係

固定資産の通常取得形態は、自社制作・建設による場合と、他社からの購入による場合が

5) W.A. Paton [1952] Asset Accounting Macmillan Company

殆どであるが、これからのグループ経営並びに組織再編が盛んになる傾向を考えれば、企業合併・買収等による取得は確実に増える可能性が高いと思われる。ペイトン [1952] は、すでに半世紀前から、投資による取得も視野に置いて、プラントの取得形態と取得価額を次のように分類している（pp. 186-7）。

- (1) ベンダーからの買取り (purchase) ... もっとも代表的な取得形態であるが、取得価額にはベンダーのインボイス価額の他に、その資産を運用場所まで輸送し、据え付けるまでに直接要した諸費用を含む。
- (2) ユーザー自身による、または他社委託建設・製作...建物、特殊プラントの場合に多い取得形態。
- (3) 投資 (investment) による既存プラントの買収 (acquisition) ... 新株発行等によって取得する形態。既存プラント保有者に対してとのパートナーシップ形成、M&A による子会社化を含む。特徴はプラントの所有者が変わることである。この場合の取得価額については、既存プラントの保有者の簿価はあてにならないこと、また買収手段である株式については額面ではなく、フェアバリュー評価によらなければならないことを強調している。
- (4) 贈与・相続 (gift・inheritance) ... この場合もすでに確立された慣習によれば、取得価額はフェアバリュー評価額である。
- (5) 最後は、家畜・立木等の成長・増加 (growth & accretion)

上記(1),(2)における取得原価は、相手がユーザーから独立したベンダーや建設・制作請負人であり、arms's length transactions である限り、取得価額イコールフェア・バリューである。

ここでは、取得原価 (cost) という用語は、現実の発生価額 (actual cost incurred) またはフェアバリューの同義語として自由に使われている。

現金以外の対価による取得原価

ペイトンが、上記(3)について強調していることは、企業結合会計のパーチェス法と同系の課題である。M&A は通常、既存事業の拡大や新規事業への進出を目的として行なわれるが、被結合企業の物的資産の支配を目的として行なわれることも珍しくない。その場合、パーチェス法による企業結合会計では被買収の資産はフェアバリュー評価をしなければならないが、購入対価として株式が使われれば、株式の評価が取得原価となる。

その場合、株式資産 A をもって、異質な固定資産 B を取得する場合、A または B いずれか評価し易い方の価値をもって評価することになる。

ただし、そのような評価はについて、メイ [1943] 次のように批判している。「取得された

資産価値は、対価となる株式額面総額と同等であると、取締役が正式に、たとえうわべだけにせよ、認めるとすれば、それは、法的擬制 (legal fiction) と会計慣行 (accounting convention) の結合であり、非現実的な手続きである。」(p. 109)

わが国企業会計原則は、株式発行によって固定資産を取得する場合、発行価額をもって取得原価とすることを認めている(第三-五-D)が、商法改正により額面株式が廃止されたいま、発行価額とはもはや額面ではなく株価である。企業結合においてパーチェス法が適用される場合に課題となるのは、固定資産のフェアバリューだけではなく、無形資産を含めた企業価値であることはいうまでもない。

国庫補助金等による取得価額

また、ペイトンが上記(4)でいうように、欧米では国庫補助金等を伴う取得におけるフェアバリュー評価はほぼ普遍的であり、補助金相当額は利益か、それとも資本剰余金か、が問題となる。

米国会計基準では、補助金等による取得資産は、公正価値によって認識(または負債の減少処理)する考え方が強く、補助金等は寄付資本金として、資本直入方式が行なわれていたようであるが、SFAS16号による原則処理は、収益認識である(par. 8)。しかし、補助金の収益認識については「“非双務取引”(non-reciprocal transaction)から、利益が得られた」ことになり、補助する側の意図を忖度してもいかにも不自然である。

国際会計基準 IAS20号は、補助金のような稼得されない利益の即時全額収益認識に反対し(par. 13)、繰延利益(deferred income)として繰延べた上で資産耐用年数にわたる利益配分する方式と、資産控除方式の選択を認める(par. 25-7)。

わが国では、取得時の公正価値をもって取得原価とすることもできるが、国庫補助金等を取得価額から控除することができる(企業会計原則注 24)。いわゆる圧縮記帳であるが、利益の繰延方式の一つであることに変わりはない。

プラントの取得に係る金利の資産化・費用処理

プラント等の取得価額には、本体の取得価額の他に、サイトまでの運賃・手数料、据付費、エンジニアリング・フィー、輸入であればさらに海上運賃、保険料、輸入関税等が含まれるが、プラント建設期間、不動産開発期間中に発生した金利を原価に入れるべきか否かについては、賛否両論があり、一定していない。自家使用目的にせよ販売・賃貸目的にせよ、製造期間が長いために金利の資産化(capitalization)を是とする意見と、金利はあくまでも金融取引に伴う期間費用とする意見が相対立する。収益費用対応の原則から云えば、プラント稼働開始前に発生した金利は、資産化して稼働後の収益に対応させるべきであるが、金利は企業財務の多様性が

らプラント取得に要した直接費用とは、必ずしも特定できないからである。

とくにわが国では、固定資産の取得に係る原価性利息の取扱いが不明確であり、事実上企業の任意に委ねられている。また、このテーマに関する会計理論の歴史を緋いても、費用処理が好ましいとか、好ましくないという程度である。したがって、ここではまずわが国企業における実務の現状をいくつかのケースに分けて考察することスタートし、次いで米国会計基準および国際会計基準における制度会計上の取扱いを参照する。

1) 自社使用プラントを他社から一括現金払いで購入する場合

通常の棚卸資産の場合には、製造・仕入・販売が短期間の営業循環過程で反復されるため、金利が原価に算入されることはない。しかしながら、販売用不動産は不動産業者にとっては棚卸資産であり、建設・開発期間に要した金利は金額としても重要性があり、原価に算入されることがある。プラント製造業者においても同様である。不動産業者やプラント製造業者は自社帳簿上では資産化しないとしても、顧客に対する売価には含まれる可能性が高い。したがって、自社使用目的プラントを他社からの購入する場合には、好むと好まないにかかわらず取得原価そのものに金利が含まれることになる。

2) 自社使用・大型プラントを延払条件付きで購入する場合

他社に自社使用目的プラントの制作を発注する場合、頭金（advanced payments）を支払うとともに、完成したプラントの引渡・据付・検収後に一括弁済することもあるが、大型プラントについては長期にわたる延払条件付きで分割弁済することがある。そのような延払・分割払いにおいては、ベンダーとの契約条件に基づきインボイス上で、プラント代金と金利が別建てで明記されることもあれば、別建て記載がない場合もある。別建て記載があれば、支払金額をプラント本体の代金と支払利息に分けて処理することができる。別記載がなければ、暗黙裡に含まれる金利を推定しなければならないことになる。ペイトン『資産会計論』は、別建ての場合には支払利息処理可能であるし、別建て記載がなくとも金利はプラントの原価から排除する方が好ましいという（p. 194）。好ましいという云い方をする理由は、プラント代金と金利は不分明の場合、金利部分を“trial and error”で割り出さなければならないからである。

3) 自社使用目的プラントを自社で制作する場合

他者からの購入の場合は受身である。すなわち相手が建設利息を制作価額に算入していれば、自動的に取得原価に算入される。ところが、自社制作の場合は企業の政策と方針によって算入または不算入を選択することができる。

建設金利は将来のプラント使用期間の費用であると考えれば、原価に算入すべきである。た

だし、その場合は建設期間の業績は適正に表示されるとしても、将来の減価償却費を増やすことになる。金利の期間費用処理を選択すれば、その逆の現象となる。

理論的には、期間利益重視思考が強ければ原価算入、資産の将来用役性の確実性を重視すれば期間費用処理を選択するであろう。

ただし、この問題は理論では片づかない。金利の取得原価算入を妨げる事情があるからである。財務的には、プラント制作に必要な資金調達を特定の銀行借入れや起債によれば、そのために要した支払利息を特定することができるが、自己資金で払う場合には特定しがたい。したがって、期間費用処理を禁じる税制上の制約がない限り、通常は制作価額算入よりも期間費用処理を選択することになるだろう。

4) プラント金利の実務における問題点 総括

上記1)の購入による場合には金利が原価に算入され、3)の自社制作による場合には算入されないのが実状であるとすれば、原価構成要素における金利の取扱いはいかにも不統一である。

わが国連続意見書第三の四の2によれば、建設に要する資本の利子で稼働前の期間に属するものは、これを取得価額に算入することができる。他方、わが国税制では、固定資産を取得するために借入れた借入金の利子の額は、たとえ当該固定資産の使用開始前の期間に係るものであっても、これを当該固定資産の取得価額に算入しないことができる。(法人税基本通達7-3-1の2)

前者の会計面における算入論には、上記1)との整合性に対する配慮が働いているほか、稼働開始後の利息は収益と対応するが、稼働前には繰り越すことが収益費用対応の原則から見て好ましいからであろう。期間利益重視思考が優勢ともいえる。

なお、2)の延払金利はベンダー側との契約における金利条件を明確にすることによって、またはインボイス面でプラント本体と金利部分のブレイクダウンを要求することによって解決できる問題である。もし、ベンダー側がそのような要求を受け入れない事情があるとすれば、それは売上高の減少になる懸念であろう。延払は本来金融取引であるが、ブレイクダウンがなければ営業取引と一体化し、延払金利込みのグロス金額全体が売上高と見えるからである。

5) 国際会計基準における金利の取扱い

IAS23号(1995)のベンチマーク処理は、金利発生期の期間費用とする(par.7&8)。ところが、取得・建設・生産に直接要した借入れ金利の資産化も代替処理として認める(par.11)。将来便益を生む可能性が高ければ資産化が資産の定義に忠実であるが(par.12)、企業における資金の集中管理においては、資産の取得に直接要した資金かどうか判定困難だからである(par.14)。いずれにせよ、期間費用処理を原則法としている背景には、会計理論以前に、企業におえ

る資金調達・運用の実態面への配慮を優先せざるを得ないからであろう。資金調達の形態が多様化し、グループ単位で行なわれる今日、ますます資金と支払金利の特定化は困難になる。もう一点考えられる事情があったとすれば、次のような米国における金利資産化の濫用の歴史である。（表4参照）

表4 プラントの建設・販売に係わる金利の会計処理

| 金利発生期間 | ベンダー（売り手）側処理 | ユーザー（買い手）側処理 |
|---------|--|---------------------------------------|
| 建設中 | 資産化または期間費用処理 企業の任意。 プロジェクト・ファイナンスによる金利は資産化可能なるも、自己資金・一般運転資金による場合は金利特定困難である。 | 通常、取得価額に含まれる。 |
| 延払ユーザンス | 通常、売掛金の一部として請求する。 別建て金利は期間配分して収益認識する。 本体と不分離金利は引渡時一括収益認識。 | 別建て金利は通常期間費用。 本体と不分離の金利は取得価額に含まれる。 |

（出典：米国会計基準 SFAS34 号に、筆者加筆）

6) 米国会計基準における金利の取扱い

1970年代前半の米国では、多くの企業による金利資産化の論理の濫用が目立った。1974年にはSECはAccounting Series Release No. 163を出し、この会計慣行に対して一定のルール設定を志向した⁶⁾。これを受けて、FASBは1979年にSFAS34号を公表した。

Schroeder [2001]によれば、金利は営業費用というよりも金融費用とする意見と、資産の売り手にとっては間違いなく資産の一部であり、自社建設においても収益費用対応の原則から稼働前の金利は資産化すべきであるとする意見が対立していた。その他に、公共事業体には、資産規模によってユティリティ料金を設定する慣行があり、自己資金による建設においても金利資産化が行なわれてきた事情を指摘している。

さて、SFAS34号は、次のような形で金利資産化の実務に一定の枠組みを示した。

概念として、資産取得期間（acquisition period）に発生した金利コストは資産化すべきである（par. 8）。

金利を資産化する対象となり得るのは、自社使用のために建設・制作される資産および販売、賃貸目的資産のうち、船舶・不動産のような個々別々のプロジェクト資産である（par. 9）。資産化できる金利は、当該プロジェクトが無ければ理論的に発生を避けることができたものであり、当該期間の資産保有に係わる平均利率を適用したものである（par. 12, 13）。

6) Richard G. Schroeder 他 *Financial Accounting Theory and Analysis*, 2001, John Wiley and Sons, Inc. Chapter 8 p. 240

その他支出の資本化と費用処理の判断基準

固定資産取得後のその他支出を資本化(capitalization)すべきか、発生時に費用処理すべきか。この点についてもクリアー・カットな判断基準を見出し難いが、一般的には、固定資産を現状維持するための支出は費用処理、固定資産の耐用年数を引き延ばす効果が期待できる支出は資本化処理される。

少額支出は、重要性の原則により、費用処理する。(何をもって少額とするかは、通常税法基準にしたがう。)

次に、改善・改良(betterment)のための支出は、取得時と同じ耐用年数を維持し、同一レベルの用役を維持するためであれば費用処理、取得時に比較して耐用年数を引き延ばし、より効率的な機能を付加すると見込まれるならば資本化処理される。

部品取替費用についても、上記とほぼ同じ判断基準が適用されるが、期待される用役が1年以上の長期に及ぶならば資本化、効果が及ぶ期間が1年以内であれば費用処理である。

固定資産の本質と減価償却の意義

わが国企業会計原則の貸借対諸表原則には、資産の区分・配列・分類についての記述はあっても、固定資産の本質に係わる定義はないが、固定資産の評価のあり方を大きく左右するのは、その本質に係わる定義または概念である。

今日における有力な定義を米国の概念ステートメント 6号に求めるとすれば、「将来の経済的便益」(par . 25 - 6)である。しかし、これは資産全体に係わる定義であって、ここからは償却資産の本質は見えてこない。というには、「経済的便益」は財貨すべてについて期待される用役であり、償却資産の本質を定義するには厳密さに欠けるからである。

古典的な資産概念には「繰延費用説」(または「未償却原価説」)と「将来用役説」がある。前者は工場機械設備などの償却有形固定資産を念頭においた定義であり、金融資産や土地等の非償却資産は対象としていない。他方、後者は資産全般の定義である。したがって、「繰延費用説」から容易に減価償却の意義を見出すことができるはずである。

固定資産の本質観-繰延費用説

ペイトン・リトルトンの『序説』⁷⁾にしたがえば、代表的な固定資産であるプラントの本質は次の3点に集約される(章 *Income-Plant Cost* p. 81)。

7) W. A. Paton, A. G. Littleton [1940] An Introduction to Corporate Accounting Standards 1957 AAA
中島省吾訳『会社会計基準序説』昭和34年、森山書店 以下『序説』という。

固定資産は、生産コストとして、または販売費用として、規則的方法で期間利益に吸収されなければならない繰延費用（deferred charges）である。

固定資産は、資材と役務の結合（combination of materials and services）であり、将来の生産活動に役立ち、収益を生むために保有される。

棚卸資産は、1年以内に製品に転化する予定の原材料、または「販売財」であるが、固定資産は、1期だけでなく、数期または無限定の期間にわたって、営業活動に役立つ。

上記指摘は、明らかに「繰延費用説」（または「未償却原価説」）である。また、一定の方法で期間利益に吸収されなければならないという指摘は、減価償却費はキャッシュ・フローを伴わない費用であるとする意見は誤解であり、通常の費用と何ら変わるところはないという、減価償却の本質観につながる指摘である。

が指摘する資材と役務の結合とは、固定資産は非貨幣性資産であること、したがって、金融資産とは異なることを明らかにしている。次に、用役（services）という概念は「将来用役説」に通じる本質観であり、今日の内容ステートメント SFAC6 による資産の定義（将来の経済的利益）につながる。

は、棚卸資産は短期に「販売財」に転化する流動資産であるが、固定資産は長期にわたって使用される「用役財」という指摘であり、これも「将来用役説」につながる。

以上のように、『序説』における固定資産の本質に係わる中心概念は「繰延費用説」であり、取得原価の一部がすでに費用化された残高であれば「未償却原価説」である。また、その中心概念を補足する形で、将来用役説につながる萌芽も見られる。

なお、ペイトン『資産会計』では、プラントには構築物（structures）および器具備品（equipment）を含め、土地は除外している。（p. 185）

わが国減価償却会計の特徴

わが国の減価償却制度には逆基準性がいまも脈々と生きている。40年前に課税の公平を期して制定された耐用年数や残存価値は時代の変化にさらされながら命永らえているが、近年の激しい技術進歩や経営環境の変化により、省令による耐用年数や残存価値は現実離れとなっている。たとえば、IT分野の中核となる半導体設備、液晶製造設備などの耐用年数は、実際の使用期間より長くなっている。公害問題の深刻化から、機械設備の残存価値よりも、その廃却費用の方が上回ることが珍しくない。

固定資産の耐用年数や残存価値の見積りは、企業の使用形態や資産独自の仕様によって、個別に判断すべきものであるという認識がいまや産業界に広がりつつある。

この危機感とは、昭和54年に日本公認会計士協会監査委員会が公表した「耐用年数の適用、

変更及び表示と監査上の取扱い」が注意を喚起した次の 3 点と同系である。

耐用年数は、企業が自主的に決定し、適用しなければならない。

耐用年数の変更は、継続性の変更に該当しないものとする。

耐用年数の変更は、財務諸表に注記するものとする。

結果的には、税法が変わらない限り、会計監査が厳しくなっても、実務は変わらなかった。また、耐用年数や残存価値の見積りは、将来キャッシュ・フローの見積りによる資産の公正価値評価と同程度に不確実さは免れないが、それだけに企業判断を重視する方向で税制を転換しなければならないことは明らかであり、減損会計以前の課題であろう。

取得後の償却資産評価方法としての減価償却

固定資産の評価における第一の課題はその取得価額に何を含め何を排除すべきであるが、第二の課題は取得後においてはバランスシート上の価値をどのように評価すべきかである。固定資産の価値は、事業に活用されることによって減少する場合と、活用の方法と態様にかかわらず、時間の経過により、または経営環境の変化によって減少する場合がある。

ペイトン・リトルトンの『序説』は次の 2 つの原因に分類し、企業特別仕様プラントについては第二の方がより重要としている（原文 83 頁）。

第一は物理的摩耗（時間の経過や使用等による劣化，内部要因）

第二は経済的減損（技術的進歩等による経済価値の低下，外部要因）

このような固定資産の価値変化について、米国の鉄道会社や公共サービス会社では、当初は、使用停止時に一挙に除却損失処理する“retirement policy”が採用されていたが、一般企業では健全な会計制度としての減価償却制度が次第に定着するに至った（同 82 頁）。

わが国における会計制度としては、昭和 24 年に企業会計原則によってはじめて減価償却制度が導入された⁸⁾。そこでは、固定資産の価値は確実に減少することを前提として、「資産取得価額は資産の種類に応じた費用配分の原則によって、各事業年度に配分しなければならない」としている（第三・五）。

「収益費用中心観」による減価償却の意義

わが国企業会計原則による費用配分の原則は、資産取得後の価値評価よりも、取得価額を将来の収益によって回収されるはずのコストと見なしていることからあきらかなように、利益測

8) わが国における会計実務としては、明治 8 年（1896 年）の第一国立銀行営業報告書に減価償却費が計上されたのが最初といわれる。税制面では、大正 7 年（1918 年）の主税局通達が最初といわれる。いずれにせよ、減価償却制度は会計が会計学として認知されるに至った重要な領域の一つであることは間違いない。

定の中心を実現利益にコストを対応させることに置く「収益費用中心観」である。

また収益費用対応の原則とは、『序説』によれば、努力（effort、プラント所有と使用に伴うコスト）と成果（accomplishment、プロダクトが生み出す収益）を対応させること（matching）である（同82頁）。固定資産の価値は費用の固まり（value = cost）と見る立場からすれば、減価償却（depreciation）とは論理必然的に原価配分（cost allocation）となる。

これに対して、戦後の Peyton 『資産会計論』は、減価償却とは、ビジネス・オペレーションによる“expiration of cost (or value)”（コストまたは価値の失効）という現象をシステムティックに認識することである。また資産の物理的劣化も経済価値の低下を招くことは間違いないが、それは通常の減価償却と混同されるべきではないという。そこでは、機械的原価配分論から一歩抜け出た、利益測定における償却費用の認識における精緻化が見られる。すでに『序説』においても、資産価値の過大評価を避けるための償却計画の見直しが必要であり、償却スピードの加速や完全償却の必要性を説いていたが、『資産会計論』では資産価値の低下の内部要因をさらに詳しく分析し、現実のオペレーションによる“wear & tear”と、事故等による臨時損失（extraordinary damage）に区分する。また外部要因については、技術進歩による陳腐化以外に、経営環境の変化や製品に対する需要減退などを指摘している。この段階では、いまだ明確な表明は見られないが、通常償却以外に臨時償却や減損会計の必要性が確実に読みとれる。

減価償却の自己金融機能とその否定論

減価償却費は、通常の費用と異なり、キャッシュアウトを伴わない振替費用である。バランスシート上では、資産を直接減価し、純額表示する直説法もあるが、評価勘定としての減価償却引当金（reserve for depreciation）を別途計上し、原初取得額、累計償却額、純額で表示する間接法が一般的に用いられている。

後者の会計処理による累計償却額を示す引当金の性格について、「減価償却によって貨幣的資産の裏付けのある収益として回収される」とか、「有形固定資産が減価償却の手続きによって流動資産に転化することになる」といわれる。これが減価償却の自己金融作用とよばれるものである⁹⁾。

『序説』は、この考え方は会計処理と資産を取り替えるためのファイナンスを混同した半可通（half-truth）であり、完全な誤りと断言する。というのは、減価償却費はあくまでも過去に現金支出によって取得した資産の原価配分であり、真性の“out-of-pocket”コストである。また、それが生み出したかに見える現金は見合いの収益によるものであるという。

『資産会計』11章では、自己金融機能作用について、『序説』ほど激しい非難は見られない

9) 飯野利夫 『財務会計論』2000年、同文館 第7章 7-4頁

が、当時流行しはじめた償却前純利益（net income before deduction of accruing depreciation）という表現について、reserve（減価償却引当金）の意味を誤って解釈していると指摘する（p. 236）。

なお、現代の企業分析においても、EBITDA（利息・税金・償却およびアモティゼーション前利益を売上高で除した利益率）を好んで使うアナリストが多い。これは、キャッシュ・アウトフローを伴わない費用を排除して、キャッシュフローに裏付けされた利益のみによって業績を把握する試みである。発生基準で認識した金利・税金だけではなく、金額的に重要性が高い償却費もキャッシュ・アウトフローがない費用と理解（または誤解）している。¹⁰⁾

このような自己金融機能説に対するペイトン・リトルトンの批判は、減価償却の本質は取得原価の費用配分であるとする取得原価主義の立場からの根強い反対論である。

ただし、清水 [1986]¹¹⁾ は、ペイトンは減価償却の本質を財務的または金融的機能と区別したのであって、自己金融機能を全く無視していたと速断してはならないという。

インフレ下における資本維持のための修正減価償却論

戦後の激しいインフレは、ペイトンの取得原価主義と収益費用対応による利益測定観に微妙な変化をもたらした。棚卸資産会計においても、戦前には徹底して反対してきた後入先出表（LIFO）であるが、収益の価格水準と同水準の原価をより適切に見合わせる LIFO にはそれなりの機能を認めるに至った。

『資産会計』第 3 章では、貨幣価値の下落によって時価とかけ離れた棚卸資産残高を表す LIFO には相変わらず批判的であるが、他方では見せかけの利益を生む FIFO の欠陥も認めざるを得ず、両方の長所を統合する方法を模索している。

それと同様の変化が、固定資産の減価償却の財務機能について見られる。（同書第 14 章）まず、減価償却費が利益のオーバーステートメントを防ぎ、資本分配を適正にする働きを認める。次いで、1950 年代のインフレ下では、伝統的な会計手続きは貨幣価値の変動を反映できないことを認め、プラント資本を守るための新たな概念が必要という。

戦前の『序説』では、減価償却制度の関する会計処理は、その取替の問題との直接の関連を持たないと、激しく財務機能を否定していた。それにもかかわらず、50 年代の『資産会計』では、プラントの取得原価による減価償却では取替資産を調達する資金が得られないことから、取替原価（replacement cost）による減価償却に、資本維持（capital maintenance）と適正な競争力ある原価計算の基礎データを提供する意義を認めるようになったのである。

10) K・G・バレブ他著、斎藤静樹監訳『企業分析入門第 2 版』2001 年、東京大学出版会、9 章、223 頁。なお、原著者は、“売上高、売上原価、SG&A にも非現金項目が含まれるので、誤解を招くことが多い”と指摘している。

11) 清水宗一『資産会計論』1986 年、森山書店、196 頁

ただし、そうは云っても減価償却の自己金融機能を全面的に認めただけではなく、それを過大の強調する意見には相変わらず批判的である。取替資金をファイナンスするのはあくまでも顧客からの売上代金であり、減価償却費用の多寡ではないと、戦前からの主張を繰り返す。また、調整減価償却の上限はあくまでも現在の取替原価であり、将来の取替原価ではない¹²⁾。すなわち、将来使用停止または売却・除却時に予想される価値や、期待価値による修正減価償却ではなく、あくまでもインフレ下における資本維持のための資産評価であり、それに基づく修正減価償却論である。

「資産負債中心観」による減価償却の意義

利益測定を中心に損益計算書の収益費用対応に据えれば、減価償却は資産の原価配分となるが、バランスシート上の資産価値の評価を中心に据えれば、資産の取得時における価値と、その後の価値を比較した場合の変化額を測定するもの、これが減価償却の本質と理解される。すなわち、将来の経済的便益を生み出す可能性の減退と捉えるのである。

そこで、「資産負債中心観」からは、次のような原価配分論批判が聞かれることになる¹³⁾。

資産の取得原価をシステムティックに配分した残高は、必ずしも将来において期待される用役可能性とはならない。

いま有効活用されていても、将来においても収益可能性が期待されるかどうかは分からない。

原価配分の基礎（耐用年数等）は恣意的仮定（arbitrary assumptions）による。

このような「資産負債中心観」から導き出される結論の一つが、国際会計基準 40 号（investment property）におけるフェアバリュー評価論である。それによれば、減価償却による資産価値の低下だけでなく、資産価値のアップも当該期の損益として認識することになる。

ただし、このフェアバリュー評価は、すでに 4 章で述べたように、投資目的で保有する不動産を対象とするものであり、長期使用を目的とする不動産を対象とする会計基準ではない。

シュマーレンバッハ『動態論』における減価償却の意義理解

継続企業の価値を測定する上では、資産の時価評価による静的な財産貸借対照表よりも、原価による動的な成果貸借対照表を重視するシュマーレンバッハは、『動態論』B 章（貸借対照表の主な種類）において、「財産をあまり度々数えるのは非生産的な仕事である。しかしながら、成果はたえず測定しなければならない」（原文 p. 49）という。プラント設備財の減価償却については、その F 章「価格変動を考慮しない評価」において、次のように区分された 4 つの簿価変

12) Paton *Asset Accounting*, Chapter 14, p. 326

13) Schroeder 他 *Financial Accounting Theory and Analysis* 2001 Chapter 8, p. 244

動要因の一つと位置つけるところからはじまる。

取得による実質的な増加（Zugang）

売却による減少（Abgang）

帳簿上の価格引き上げによる名目的な増価（Zuschreibung）

減価（Abschreibung）これがまさに減価償却であり，対価なき除却である。

上記 については，静態論者は資産の増加は価値を増加するかどうかを問題にするが，動態論は資産の増加として扱うか費用と記帳すべきか，または，何年にわたって費用化すべきかを重視するという。また については，たとえ時価が簿価よりも高いとしても，増価は正規の貸借対照表作成の原則に反し，成果（Erfolg）の実態が偽装されるという。貸借対照表は利益を決定するのではなく，財産状態を決定する場合のみ増価が許されると考えられるからである（邦訳 86 94 頁）。

減価償却計算の 3 要素と減価償却方法の選択

わが国の標準的な財務諸表論テキストでは，取得原価，耐用年数，残存価値を減価償却計算の 3 要素と呼ぶ。原価をシステムティックに期間配分するために，これら 3 つの要素をあらかじめ決定しておかなければならない¹⁴⁾。このうち，固定資産の取得価額は最も重要な計算要素であることは間違いない。すでに 章で述べたように，自家制作・建設・開発による取得価額に金利を算入すべきかどうか，他社からの購入にどのような付帯経費を算入すべきか，これらの判断・方針は稼働後の資産評価，とくに減価償却に大きく影響する。

しかしながら，ここでは，一応簿価として計上された金額を所与として，耐用年数と残存価値に的を絞って，従来からの論議をレビューするとともに，わが国企業における実務の問題点を検討する。

その場合，過去の理論的論議についてまず注目されることは，『序説』（原文 pp. 82, 3）は耐用年数（service life），残存価値（salvage），撤去費用（removal cost）の 3 つを挙げる。ここで注目される点は，取得価額に対して，撤去費用が取って代わっていることである。いずれにせよ，これらの要素については，各企業は資産の特殊条件や活用方針に照らして，個別に決定しなければならないからである。

耐用年数の見積りについて

14) 武田隆二『最新財務諸表論』2003 年，中央経済社，第 18 章，217 頁
飯野利夫『財務諸表論』2000 年，同文館，第 7 章，7-8 頁

耐用年数をいかに見積もるかは大変難しい課題である。いうまでもなく、棚卸資産のように、実物を数えとか、重量・サイズを計量するような実査は不可能である。

『序説』がいう3要素はすべて見積り（estimation）に依存するが、とくに耐用年数については、環境、経験から得られたデータと知的作業としての将来予測を含めた包括的な検証（comprehensive examination）に基づかなければならないという。

用役の倉庫（store of services）であるプラントコストは、使用停止時または廃棄時に一括損失処理するのではなく、使用期間全体に配賦し、観察できる客観的な環境と調和しなければならないからである。

次に、シュマーレンバッハ『動態論』ではどうか。それはさらに厳しい要求を突きつける。「慎重の原則」（Der Grundsatz der Vorsicht）である¹⁵⁾。この原則は単に耐用年数（Lebensdauer）の見積りだけではなく、耐用年数が尽きたあとに残る残存価値（Restwerts）の見積りにも要求するが、とくに慎重性を欠く耐用年数の見積りは過大利益の計上につながり、過小に計算された利益よりも経営リスクを高めるからである。

さらに損傷によって耐用年数が短縮するリスクも見積もる必要があるという。というのは、耐用年数に影響する環境要因の一つでも見逃すことは動態論の前提にそぐわないからであるという（原文 pp. 108, 9）。

わが国の実務...省令による法定耐用年数

ペイトンやシュマーレンバッハの指摘を顧みるまでもなく、耐用年数の決定は、主観的・恣意的な見積り予測を避け、経験・実績やこれからの活用方針に基づくべきである。しかしながら、同一種類の資産であっても、活用形態によって異なるため、制度上の画一的な決定は比較可能性を高め実務上便利ではあるが、それに基づく減価償却の結果がはたして資産価値を表すかどうかは疑問である。

わが国企業の実務では、いうまでもなく財務省令（耐用年数省令）に依存して決定している。省令は詳細な資産区分によって耐用年数を定めている。本来税務上の便宜から定められた法定耐用年数であるが、事実上「制度会計の法定耐用年数」と化している¹⁶⁾。

この逆基準性は、会計上の判断が必ずしも税務上通用しないため、自主的に個別判断をするイ

15) 「慎重の原則」とは、保守主義の原則とほぼ同義語に使われているが、シュマーレンバッハは、“過大利益は新たな投資を誘発し、過大生産力を生む結果となるが、過小利益は有利な発展を阻害する”と、バランスある慎重性を求めている。（原文 pp.98-100, 邦訳 84-86 頁）

16) 2003年10月、企業会計基準委員会（ASB）は減価償却制度の見直しプロジェクトを開始した。その事前調査から、英・米・独・仏・豪州・カナダ・スイス・韓国の8カ国では、会計基準レベルの概念的な規定はあるが、わが国「耐用年数省令」のような実務指針や詳細なガイダンスは存在しないという結論を得たと聞く。筆者の実務経験からもそういえる。

ンセンティブが働かないことに起因したものである。しかも、昭和 36 年以降、40 年間にわたって法定耐用年数の抜本的見直しが行なわれていない。この間にコンピュータ化が進み、著しい技術進歩が見られたことから、法定耐用年数に比し、機械設備更新のテンポは確実に早まったにもかかわらず、見直しが行なわれていない。したがって、実態にそぐわない減価償却になっている可能性が高い。

残存価値と撤去費用の見積りについて

わが国の財務諸表論テキストでは、先述のように、減価償却計算の要素から撤去費用を除外している。その理由は、「解体・撤去費用は、理論的には、固定資産の取得価額を費用配分する減価償却総額に含ませるべきではなく、引当金として、每期引当てるべきものである」という意見に依拠すると思われる。（連続意見書第三・第一・四）

この場合残存価値（salvage または residual value）は取得原価の一部を構成する資産価値であるが、撤去費用は将来発生するかも知れない見積り費用であり、発生する確率が高ければ偶発債務引当金を設定すればよいということであろう。たしかにプラスの残存価値とマイナスの偶発債務を相殺することは、正規の簿記の原則に反する。しかし、残存価値は、中古車市場のように客観的な評価が得られる場合を除外すれば、現存する資産価値ではなく、期待される予想価値にすぎない。そうであれば、企業の特需ニーズに応えるプラント設備等については、同じく見積りによる撤去費用との純額で予測の方が合理的である。因みに、『序説』が“salvage, removal cost”と一括しているのは、撤去費用を控除したあとの残存価値と、差引き純額で測定することを意味するはずである。この点については、『資産会計論』は明確に、“残存価値と撤去費用はオフセットし、プラントのフルコストを償却するのが通常の実務になっている”という（原文 p. 242）。

また、シュマーレンバッハ『動態論』が“残存価値がマイナスになることもあり得る”というのは、明らかに撤去費用差引き後の純額ベースで考えている証拠であるが、そこでは、取得価額 50,000 マルクの建物を、耐用年数経過後、廃材を売却し撤去費用を差し引いた結果、残存価値がマイナス 3,000 マルクとなれば、53,000 マルクが減価償却対象となるという例を挙げている。（原文 p. 107）なお、上述の ASB 調査によれば、現在のドイツにおける残存価値は、耐用年数終了後の売価価格（処分費用控除後）である。

撤去費用と撤収債務（retirement obligations）

前項における考察から、撤去費用の扱いには次の 3 通りが考えられる。

撤去費用を残存価値と相殺し、差額を減価償却対象に加えて耐用年数に費用配分する（シュマーレンバッハの例のように減価償却処理）

将来発生する確度が高い撤去費用は引当金を設定する（債務認識）
資産を除却するまで費用認識を負債認識もしない

2001年6月に米国FASBが公表したSFAS143号「資産の除却に関連する債務に係る会計基準」(Accounting for Asset Retirement Obligations)は、有形固定資産の除却時に法的債務が発生する確度が高い場合の会計処理を定めたものである。

その会計処理とは、資産の除却に関連する債務を公正価値で負債として認識する一方、同額を資産化すること、さらに時間の経過に伴い当該資産を每期現在価値まで増額するとともに、資産化された金額に関連する資産の耐用年数にわたって償却することである。

上記3通りの扱いの関係では、将来債務の現在価値評価ならびに現在価値の每期見直しを除けば、と の組み合わせである。

この新しい会計基準は、そのAppendix Bの背景説明にあるように、Edison Electric社の原子力発電所解体撤去問題に発したものであるが、広く公害問題含みのプラント等除却処理に適用されて然るべきと思われる。

わが国「耐用年数省令」は、残存価値を原則として取得価額の10%としながら、鉄筋鉄骨コンクリート等の建築物であれば5%までとか、事業の用に供されているときは1円までの償却が税務上認められる。このように、制度化された残存価値は形骸化しており、計算要素からの撤去費用の一律除外も実務に必ずしも合わないのである。

減価償却法の選択

表5は、主な減価償却方法4つを取り上げ、各長所・短所を比較したものである。ただし、最後の逓減償却法はわが国では認められていないため、ここでは生産高比例法、定額法、定率法について検討を加える。

生産高比例法 固定資産の価値が低下する原因は、時の経過や使用等による物理的摩耗と、技術進歩等による経済的減耗に区分されるが、減価償却法の選択に当たってまず注目されるのは、生産高比例法であろう。というのは、固定資産の用役は通常目に見えないが、鉱山や石油・ガス等の地下資源については、用役の現実的な流れが、生産実績として具体化されるからである。ただし、耐用年数期間中に期待される全用役に対する期間実績の比率は、推定による場合が多く、物理的減価と使用度の理論的關係は見出し難い。正確を期すには、每期費用をかけて測定する必要がある。

定額法（均等償却法） 固定資産の目に見えない用役全体を、もっとも合理的に期間配分するのは定額法である。また、法律等で用役期間が限定されている場合、または使用可能性が耐用年

数期間中均等である場合には、定額法はもっとも単純かつ明確な償却法である。ただし、使用に依じて、著しく価値が低価する資産については、収益と費用の対応が計れない。また、ペイトン [1952] は、耐用年数期間中の、収益と、償却費以外のその他費用を一定とすれば、均等償却法は設備投資残高に対する利益の割合が、償却開始時は低く、償却が進行するにつれて高くなるという、事実に反する現象が発生すると指摘する（p. 271、表 5 注 1 参照）。しかし、定額法による償却費が一定であっても、メンテナンス費用が逡増すれば、その他費用を一定とする前提が事実に反する。

表 5

| 方法 | 長所 | 短所 |
|------------|---|---|
| 生産高比例法 | 固定資産の用役（services）提供の流れを最も忠実に表現する。 鉱山など、地下埋蔵物の償却に使われる。 | 耐用年数期間中に期待される全用役に対する期間実績の比率は“推定”であり、物理的減価と使用度は無関係である。 総利用可能性を每期推定しなければならない |
| 定額法（均等償却法） | 法律等で使用年限は制限されているとか、使用可能性が耐用年数期間中において均等であるときは、定額均等償却は最も単純で便利である。 | 耐用年数期間中の収益とその他費用は一定とすれば、設備投資残高と利益の比率を歪める。（注） 使用に依じて効率が低下する資産において収益と費用は対応しない。 |
| 定率法（逡減償却法） | 使用年数に比例して使用価値が逡減する資産に適している。 メンテナンス費用が逡増する資産に適している。 | 加速度償却となれば、過度の保守主義となる場合がある。 |
| 逡増償却法 | 鉄道など、潜在的な生産力が、利用度の高まりとともに、発揮される場合に使用される可能性あり。 | 実際には使われていない。 |

（注） 設備投資残高に対するリターン

| 年度 | 期首純投資残高 A | 収益 | 償却費 | その他費用 | 純利益 B | リターン B/A |
|----|-----------|------|-----|-------|-------|----------|
| 1 | 2000 | 1100 | 320 | 700 | 80 | 4.6% |
| 2 | 1680 | 1100 | 320 | 700 | 80 | 4.76 |
| 3 | 1360 | 1100 | 320 | 700 | 80 | 5.88 |
| 4 | 1040 | 1100 | 320 | 700 | 80 | 7.69 |
| 5 | 720 | 1100 | 320 | 700 | 80 | 11.11 |

定率法（逡減償却法） 使用年数に比例して価値が著しく低下する資産、または経済的減耗が進行する可能性が高い場合に適している。また、メンテナンス費用が逡増する資産については、

利益平準化に適している。耐用年数を引き延ばす改善・改良や取替費用は別として、通常の修理その他メンテナンス費用は減価償却と深く関わり合うからである。ただし、ダブル・リクライニング法や加速度償却法は、税務メリットの追求、または取替資金の早期手当の観点から説明する以外に、その合理性は見当たらない。

固定資産の臨時償却と減損会計

商法 34 条による臨時損失と臨時償却

商法 34 条 2 号は、固定資産の評価について、通常の減価償却に加えて、「予測すること能わざる減損が生じたときは相当の減額を為すことを要す」という。鈴木竹雄 [1994] は、「予測能わざる減損とは、災害・事故などによる物質的減損と、新技術・新製品の出現などによる機能的減損がある。前者の減損額は現実に生じた損失であるから一度に償却し、後者については、当初から予測していたとすれば每期どれだけ償却すべきであったかを算定して、既往の償却不足額をその期に償却することになる」と解説していた。¹⁷⁾

商法がいう「相当の減額」とは、会計的には、前者は臨時損失であり、後者は臨時償却であるが、減損会計との関係では、臨時償却の特質をさらに明らかにしなければならない。

臨時償却の特質

臨時償却とは、日本公認会計士協会監査第一委員会報告第三号によれば、正規の減価償却計算に適用している耐用年数または残存価値が、設定当時予見することができなかった機能的原因等により、著しく不合理となった場合等に、減価償却累計額を修正することである。

この定義に従えば、臨時償却とは、減価償却 3 要素のうち耐用年数と残存価値が当初の見込みよりも短縮または減額しなければならない見通しとなったために、過年度の減価償却額の不足分を一気に埋める会計処理である。したがって、減価償却額の不足分を穴埋めする方法としては、耐用年数の短縮、残存価値の減額、の 2 つがあることになる。

なお、通常償却も、物質的減価および機能的減価を見越して行なうものであるが、臨時償却は、後者の機能的減価（陳腐化や不適應）など、外部事情による経済的減価によるものである。

減損会計の特質

平成 16 年度 4 月から本格的に導入される固定資産の減損会計基準意見書によれば、減損会計とは、事業用固定資産の収益性が当初の予想よりも低下し、資産の回収可能性を帳簿価額に反映させる処理である。それは、時価評価と異なり、取得原価基準の下で行なわれる帳簿価額

17) 鈴木竹雄 [1994] 『新版会社法全訂第 5 版』弘文堂 233 頁

の臨時的な減額である（三の 1）。

減損損失を認識するかどうかを判定するには、減損の兆候があることが前提となるが、資産または資産グループの割引前将来キャッシュ・フローを見積らなければならない。その場合、経済的残存耐用年数と残存価値を企業に固有の事情を反映して見積ることとされている。（四の 2）

臨時償却と減損会計の共通点

臨時償却と減損会計を比較すれば、共通点が非常に多いことが分かる。

まず減損会計は、資産の時価評価によって利益を認識するためではなく、取得原価主義の下で行なわれる臨時的な帳簿価額の修正であり、その点では臨時損失および臨時償却を同様である。次に、減損会計という経済的残存耐用年数とは、現行監査上のそれと同じものと考えられ、機能低下は収益性の低下を伴うところから、臨時償却と減損処理はともに生じることが多いといわれる¹⁸⁾。機能低下も物理的なものではなく、ともに経済的機能低下による。

そもそも、減価償却開始時には、償却資産の耐用年数や残存価値を見積ることによって償却方針を設定すべきである。その際、技術革新のスピード、経営環境の変化等、資産保有・使用中に起こるであろう将来事象（future events）を予測しなければならない¹⁹⁾が、将来事象の予測ははずれることが多い。それは致し方ないとしても、最終償却時まで放置・傍観するのではなく、償却方法の見直しが必要となる。その見直しの結果を帳簿価額の修正という形で表す方法が臨時償却または減損会計である。両者の原点は償却方針設定時にあり、その意味でも同系なのである。

臨時償却と減損会計の相違点

固定資産の減損会計に関する意見書は、「臨時償却は減価償却累計額の修正であるが、資産の収益性の低下を帳簿価額に反映すること自体を目的にしていなかったため、別途、減損会計基準が必要になった」という。（三基本的考え方の 2）

臨時償却の経済的機能低下は、その原因が陳腐化または不適應のいずれによるものにせよ、すでに過去に発生していることが前提とされているが、減損会計における機能低下は将来のキャッシュ・フローにあらわれるものである。

この相違点をさらに明らかにするのは、米国減損会計基準 SFAS121 号の付録 A（バックグラウンド・インフォメーション）であり、なぜ減価償却だけでは不十分なのかを説明している。それ

18) 辻山栄子編著 [2003] 『逐条解釈減損会計』中央経済社、56 頁

19) FASB Original Pronouncements APB20, par. 10

によれば、「定期的な減価償却方法のレビューと減損会計は密接な関係にあるが、前者は基本的に回収可能な原価の配分であり、評価ではない。」(par. 49)

すなわち、減価償却では、原価はあくまでも回収できることを内在的な了解事項としているが、減損会計では原価の回収可能性を課題とするのである。また、臨時償却は投資の回収可能性とは必ずしも対応せずに行なわれる手続きであるが、減損会計は、投資期間全体を通じた投資額の回収可能性の評価である²⁰⁾。

以上のように、減損会計では価値評価が重視されることから、それははたして原価の修正か、それとも価値評価か、が問われるところとなる。

減損会計は原価評価の修正か、それとも新たな価値評価か

伝統的な収益実現基準によれば、固定資産から生まれる将来キャッシュ・フローは、実現時点で認識すべきである。その限りでは、将来キャッシュ・フローを、実現を待つことなく資産の帳簿価額に反映させる会計処理は、価値評価の思考を体現したものとも云える（注2の醍醐論文参照）。

一方、残存価値の見積りは将来キャッシュ・フローの見積りの一環であるが、減価償却の3要素の一つとされ、減損会計でも回収可能性を判定する要素とされている。また、意見書（「基本的考え方」1）がいうように、取得原価基準の下で行なうことを考慮すれば、明らかに時価評価ではなく、原価評価の枠内で行なわれる配分手続きである²¹⁾。

なお、減損後の回収可能性の回復については、わが国減損会計基準は、米国会計基準(par. 106)同様、戻し入れは行なわないこととしているが、国際会計基準IAS36号は戻し入れを認めている。しかも回復額は損益計算書上で利益認識する。しかし、あくまでも減損以前の償却原価を超えない金額が上限である。洗い替え低価法と類似の処理であり、時価評価会計とは全く異なることはいうまでもない。

お わ り に

古典的な固定資産評価論を繙くことによって得られた重要な結論は、固定資産をいかに評価し、いかに費用化すべきか、これは常に利益測定の中心課題であったこと、固定資産会計の歴史は会計学の歴史であったことである。

現代会計の中心課題は、伝統的な取得原価主義・収益費用アプローチによる利益測定から、

20) 辻山 [2003] 8頁

21) 米山正樹「事業用資産の評価(1) 原価評価と減損」 斎藤静樹編著 [2002]『会計基準の基礎概念』中央経済社

時価評価主義・資産負債アプローチによる投資意思決定情報提供へシフトしつつあるといわれるが、ペイトン [1952] やドイツ静態論など、古典的な固定資産評価論にも時価評価論は随所に見られた。しかし、それらは、激しいインフレを背景とした資本維持が目的であり、決して未実現利益を認識することではなかった。事情環境の変化と時術進歩が早まった現代においても、固定資産会計の中心課題は何と云っても資産評価のあり方であろう。

また、歴史とは過去と将来の対話である（E. H. カー）とすれば、固定資産会計の歴史を繙くことによって、固定資産が現在および将来においてかかえる課題解決への大きな示唆が得られるはずである。たとえば、伝統的な減価償却に加えて、2005 年から減損会計が本格的に導入されるが、それは全く新しい資産評価会計ではなく、古典的な減価償却論の延長線上で理解することが可能であろう。

コンベンショナルな税法基準によって取得原価を期間配分するのでは、もはや固定資産を適正に評価したことにはならず、経営者にとっても投資家にとっても有益な意思決定情報は得られない。通常の減価償却においても、企業の資産活用方針および状況判断が不可欠であり、もし、資産取得時における耐用年数、残存価値、撤去費用の見積りが合理的に行なわれるならば、臨時償却や減損会計のインパクトは最小限に抑えられるはずである。

以上